

◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（条例第32号）

- 1 障害者、児童等に係る社会福祉施設等の耐震改修及び消火設備の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金条例（条例第33号）

- 1 介護に係る業務に従事する者の処遇の改善等を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎介護サービス施設等整備臨時特例基金条例（条例第34号）

- 1 介護サービスを提供する小規模な施設等の整備及び老人福祉施設等の消火設備の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、介護サービス施設等整備臨時特例基金条例（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎自殺対策緊急強化基金条例（条例第35号）

- 1 自殺対策に関する相談体制の整備、啓発活動の推進等のための事業に要する経費の財源に充てるため、自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）

7 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第4条関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎森林整備加速化・林業再生基金条例(条例第37号)

- 1 間伐等による森林の整備及び間伐材その他の森林資源の利用の促進のための森林整備加速化・林業再生基金事業に要する経費の財源に充てるため、森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 基金の運用益金の使途及び処理について定めることとした。(第4条関係)
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)
- 7 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 失業者の退職手当の支給範囲に雇用保険法の規定による特例一時金に相当するものを追加することとした。(第10条関係)
- 2 懲戒免職等処分を受けて退職した者に対して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(第11条関係)
- 3 退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき等に退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(第13条関係)
- 4 退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき等に退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。(第14条関係)
- 5 死亡により退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたときに、遺族に対し、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。(第15条関係)
- 6 退職をした者が死亡した場合において、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるときは、相続人に対し、退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分等を行うことができることとした。(第16条関係)
- 7 退職手当の支給制限、返納等の処分を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第17条関係)
- 8 医療局及び企業局の企業職員並びに技能職員等に対して退職手当の支給制限、返納等の処分に相当する処分を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第20条関係)
- 9 その他所要の整備をすることとした。(第1条～第3条、第5条の2、第6条の4～第8条、第10条、第12条、第18条、第19条、第21条、附則第14項、附則第16項関係)

10 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- (3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年岩手県条例第49号)の一部を改正することとした。(附則

第3項関係)

- (4) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第28号)の一部を改正することとした。(附則第4項関係)
- (5) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正することとした。(附則第5項関係)
- (6) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第6項関係)
- (7) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第8項関係)
- (8) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴い、所要の経過措置を講ずることとした。(附則第7項、附則第9項関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 食品衛生業務及び動物愛護業務が保健福祉部から環境生活部に移管されたことに伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2、別表第3関係)
- 2 歯科技工士法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)
- 3 介護保険法の一部に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)
- 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を徴収することとした。(別表第6関係)
- 5 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成21年9月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 県民税
 - (1) 市町村へ交付する個人県民税徴収取扱費の算定の基礎となる金額を3,300円とすることとした。(附則第18条の5関係)
 - (2) 配当割の特別徴収義務者として上場株式等の配当等の支払を取り扱う者に加え、併せて当該特別徴収義務者が行う申告納入について特例措置を講ずることとした。(第41条の12、第41条の13、附則第18条の2の5関係)
 - (3) 上場株式等の配当所得について、申告分離課税をする特例措置を講ずることとした。(附則第13条関係)
 - (4) 特定保有株式が価値を失った場合の株式等に係る上場株式等に係る譲渡損失について、特例措置を講ずることとした。(附則第18条の2の2関係)
 - (5) 上場株式等に係る譲渡損失について、申告することにより当該譲渡損失を配当所得から控除する特例措置を講ずることとした。(附則第18条の2の6関係)
 - (6) 上場株式等の譲渡所得等の軽減税率を廃止することとした。(附則第18条の2の3関係)
- 2 不動産取得税
認定長期優良住宅である住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準について、平成22年3月31日までの取得に限り価格から1,300万円を控除した額とする特例措置を講ずることとした。(附則第22条関係)
- 3 軽油引取税
免税軽油使用者証の有効期間を2年から3年に延長することとした。(第99条の13関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(附則第9条、附則第10条の4、附則第14条～附則第16条の2、附則第18条～附則第18条の2の2、附則第18条の2の4、附則第18条の3、附則第18条の4、附則第24条の4関係)
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1条関係)
 - ア 1(1)、2、3、4(附則第14条、附則第18条、附則第24条の4関係に限る。)及び5(2)(附則第2条第1項、附則第3条関係に限る。) 公布の日
 - イ 1(2)、1(3)、1(4)、1(5)、4(附則第9条、附則第10条の4、附則第18条の3関係に限る。)及び5(2)(附則第2条第2項～第7項関係に限る。) 平成22年1月1日

ウ 1(6)、4(附則第15条～附則第16条の2、附則第18条の2、附則第18条の2の2、附則第18条の2の4関係に限る。
)及び5(2)(附則第2条第8項～第11項関係に限る。) 平成22年4月1日

エ 4(附則第18条の4関係に限る。) 平成23年1月1日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条、附則第3条関係)

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 過疎地域内において県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を平成22年3月31日(現行平成21年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)

1 中心市街地における不動産取得税の不均一課税の税率の特例措置の期限を平成24年3月31日(現行平成21年3月31日)まで延長することとした。(附則第4項関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 企業立地の促進等のための集積区域内において県税の課税免除の適用を受ける特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を平成23年3月31日(現行平成21年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 警務部の分掌事務に、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関するものを加えることとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)